

令和3年9月29日

課外活動団体 各位

学生支援担当副総長
佐久間 淳一

新型コロナウイルス感染防止にともなう課外活動への対応について

課外活動については、自宅待機者が急増したことにより、9月1日からやむなく全面活動停止となっていました。皆さんの協力のおかげで学内の陽性者や自宅待機者数も減少し、秋学期を無事に迎えることができました。また、愛知県に適用されていた緊急事態宣言も9月30日をもって解除されることとなりましたので、10月1日より課外活動に関する活動指針のレベルを8月末以前に戻し、活動を再開することといたします。

全国的に新規感染者数は減少していますが、変異株は若い世代でも感染しやすく、かつ重症化しやすいことから、課外活動の実施に当たっては、引き続き、感染防止対策の順守を徹底してください。すでに2回のワクチン接種を済ませた人もいると思いますが、接種したからといって感染しないわけではありませぬし、感染して無症状でも他人にうつしてしまう可能性があります。新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことを忘れないでください。

コロナ禍においては、課外活動の範囲等に関して大学からお願いをせざるを得ないことも多々ありますが、本来、課外活動は学生の皆さんの自主的な活動なので、今後予想されるリバウンドがあっても課外活動を継続していくためにはどういう取り組みが必要なのか、どういうことに気を付けながら課外活動を実施していけばよいのか、皆さん自身でもよく考えてもらいたいと思います。感染防止対策を疎かにしている人がいて、そのために感染者が多数出してしまうと、再び活動が一時停止ということにもなりかねませんし、感染状況が厳しくなった際、感染防止対策が徹底されていないという印象があると、課外活動に関する指針が厳し目に設定されてしまうということもあり得ます。活動の再開に当たっては、あらためて下記の点に留意して、一人一人が自覚ある行動を取るようになしてください。

まず、下記の感染防止対策を徹底するよう、各クラブ・サークルの構成員にあらためて周知願います。その上で、従前より活動回数を減らす、活動時間を短縮する等の対応を引き続き継続してください。また、夕方以降の活動については、部室での活動を含め、午後9時には自宅に到着できる時間で各自活動を切り上げるようになしてください。

大会、公式戦、公演、イベント等の学内での開催の可否、および学外で開催される場合の参加の可否については、その都度、相談してください。今後も、まん延防止等重点措置がとられている地域や緊急事態宣言が出されている地域を開催地として行われる大会、公式戦、公演、イベント等への参加については原則禁止とします。

言うまでもありませんが、マスクの着用等、日常的な感染防止対策については、課外活動中に限らず徹底してください。また、課外活動そのものより感染リスクが高いのは会食です。課外活動に伴う会食は全面的に禁止としますので、その旨、団体内へ周知・徹底してください。

なお、今後の県内及び学内の感染状況等によっては、課外活動における取扱いを変更することがありますので、ご承知おきください。

今回の課外活動全面停止により、目標としていた大会や演奏会等を断念せざるを得なかった団体には、このような対応となったことを大変申し訳なく思います。決定が急すぎるという意見もその通りだと思いますが、今後も、感染状況が急激に悪化する局面が訪れないとは限りません。そのような状況下においても、陽性者や濃厚接触者をできるだけ出さず、課外活動を継続できるように、各団体の活動内容の特性を踏まえた感染対策を、今一度、各団体でも検討いただくようお願いいたします。

記

適用期間：令和3年10月1日（金）～ 当面の間

【I】課外活動範囲

感染症対策申請書の許可を得て、感染防止措置を徹底することを条件に、練習を可とします。なお、次の感染対策が申請書に盛り込まれていない団体は、再度、申請を行い、許可を得てください。

《感染症予防対策申請書に必ず記載し、実施すべき感染対策》

- (1) 練習時間を短時間とし、食事時間をまたいで練習を行わないこと。
- (2) 規模の大小や外食か自宅かに関係なく、会食自体を行わないこと。
- (3) 登下校時のマスクの未着用が多数目撃されており、練習中のマスクの着用が難しい場合を除き、マスクの着用を徹底すること。
- (4) 厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をスマートフォンにインストールすること。

(5-1)発声を伴うものや吹奏楽等を屋内施設で行う場合に取りべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の収容人数の半数以下とすること。
- ② 活動中のマスク着用の有無に関係なく、前後左右 2 m以上の対人距離をとること。
- ③ 15分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。換気の際には、全員が当該練習室等から退出し、そのタイミングで手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。
- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中は常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外し、2 m以上の対人距離を取って飲水すること。
- ⑦ 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ⑧ 練習日ごとに、誰と接触を伴う練習をしたのか、前後左右に誰がいたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ⑨ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑩ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(5-2)発声を伴わず、常時マスクを着用した活動を屋内施設で行う場合に取りべき感染対策

- ① 屋内施設で同時に活動する人数は、通常時の施設収容人数の半数以下とすること。
- ② マスクを常時着用して活動を行う場合は、前後左右 1 m程度（両手を伸ばして触れない程度の距離）の対人距離をとること。
- ③ 30分ごとに全ての窓・扉を全開にし、5分～10分の換気を行うこと。換気の際には、全員が当該練習室等から退出し、そのタイミングで手洗いもしくは手指消毒とうがいを行うこと。
- ④ 換気扇がある部屋では換気扇を、無い施設ではサーキュレーターや扇風機を使用して、窓の外に空気を押し出すような流れを作ること。

- ⑤ 全学教育棟A館を使用する場合は、近隣住民への騒音への配慮のため、音出しをしている間は窓を開けることができないため、活動中は必ず全ての出入り口の扉を全開にしておくこと。
- ⑥ 休憩中も常にマスクを着用すること。休憩中に水分補給を行う際は、飲水する時のみマスクを外し、2 m以上の対人距離を取って飲水すること。
- ⑦ 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ⑧ 練習日ごとに、誰と接触を伴う練習をしたのか、前後左右に誰がいたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ⑨ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑩ 全学教育棟の講義室を使用する場合は、別途教養教育院の使用ルールに従うこと。

(6) 屋外施設で取るべき感染対策

- ① 接触を伴う練習以外では十分な対人距離をとること。
- ② 練習グループを分け、できるだけ少人数の同じメンバーで練習を行うこと。メンバーの入れ替えが必要な場合は、1, 2週間単位等とし、頻繁に入れ替えを行わないこと。接触を伴う練習はできるだけ短時間とし、接触する相手を限定すること。
- ③ 練習日ごとに、誰と接触を伴う練習をしたのか、前後左右に誰がいたのか各自できるだけ記録しておくこと。
- ④ 全体練習においては、全体練習の時間をできるだけ短くし、同じ時間帯に練習する参加者の人数を制限すること。ただし、短時間並びに人数制限のうえでの実施が難しい場合は、どちらかの対応を必ず行うこと。
- ⑤ 屋外施設で活動する場合でも、マスクの着用が可能な場合は、着用して活動すること。
- ⑥ 練習中以外は常にマスクを着用すること。練習の合間に水分補給をする際は、2 m以上の対人距離を取って飲水すること。

※所属団体から陽性者が出た際に、接触を伴う活動があった場合や換気・対人距離の確保がしっかり行われていないと判断された場合、陽性者と同じ場所、時間で練習を行った全員が濃厚接触者と特定されたり、参加していない部員を

含め団体全体の活動自体が停止となったりする可能性があります。各クラブ・サークルの活動自体を止めないためにも、所属連盟や関係する業種で出されている感染対策のガイドラインに加えて、換気・手洗い・マスク着用等の徹底、対人距離の確保、接触をとまなう練習相手や練習グループの限定といった上記感染対策をしっかりと遵守するようにしてください。また、**感染防止対策は、課外活動中に限らず常に実践し、会食も行わないことを徹底してください。**マスクの着用についてはかねて徹底をお願いしているところですが、**マスクをしないで談笑している姿が未だに目撃されています。学内外問わずマスクは常に着用してください。**感染防止対策が徹底されない場合、課外活動の一時中止を求めることもあり得ます。

【Ⅱ】 その他

今回の通知に記載されていない内容については、第9報・第10報での対応と同様の取扱いとします。

大会やコンクールの参加、演奏会の実施等は、開催日の1ヶ月前までに申請書を提出し、事前に許可を得てください。

ピラ配りは、体育会又は文サ連をとおして申請し、大学から許可を得たもの以外は禁止です。

新入生への対面による無理な勧誘や、部員に対し、練習・大会等への参加の強制をしないように十分に配慮してください。

今後の状況により対応が変更となった場合は、その都度、通知します。

《問合せ先及び書類提出先》
学生支援課課外活動係
gakumu-kagai@adm.nagoya-u.ac.jp